

社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会福祉職員就業規則

第1章 総則

(趣 旨)

第1条 この規則は、事務局規程（平成11年11月1日施行）第4条第2項の規定に基づき、筑紫野市社会福祉協議会（以下「社協」という。）福祉職員の就業等に関して必要な事項を定めるものとする。

2 この規則に定める事項のほか、福祉職員の就業に関しては、労働基準法その他の法令の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この規則において、福祉職員とは、事務局規程（平成11年11月1日施行）第4条第2項の規定に基づき、会長が任命した者をいう。

2 福祉職員は、社協内に置き、社会福祉事業及びその他関連事業を積極的に推進し安定的経営に努める。

第2章 採用

(採用)

第3条 福祉職員は、嘱託職員の中から実務の適応性を判断したうえで、会長が適当と認めた者を採用する。

第3章 服務規律

(服務の基本)

第4条 福祉職員は、社協の社会的使命を自覚するとともに、法令、社協の定款その他諸規程に従い、上司の業務上の命令に忠実に従わなければならない。

2 福祉職員は、自己の業務に専念し、業務能率の向上に努力するとともに、互いに協力して職場の秩序と融和に努めなければならない。

3 福祉職員は、社協の名誉又は信用を傷つけ、秘密事項をもらしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

第4章 就業時間、休憩、休日及び休暇

(就業時間その他)

第5条 福祉職員の就業時間、休憩、休日及び休暇については、職員就業規則（昭和56年4月1日施行）の規定を準用する。

第5章 給与及び退職金

(給与)

第6条 福祉職員の給与に関する事項は、予算の範囲内で会長が別に定める。

(退職金)

第7条 福祉職員が退職した場合は、別に定めるところにより退職金を支給する。

第6章 休職、解雇及び退職

(休職、解雇及び退職)

第8条 福祉職員の休職、解雇及び退職については、職員就業規則（昭和56年4月1日施行）の規定を準用する。

第7章 懲戒

(懲戒)

第9条 福祉職員が、次の各号の一に該当するときは、懲戒処分を行う。

- (1) この規則及び社協の諸規定に違反した場合
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- (3) 職員たるにふさわしくない非行があった場合

(懲戒の種類及び程度)

第10条 懲戒は、その情状により次の区分に従って行う。

- (1) 戒告
- (2) 減給
- (3) 停職
- (4) 解雇

第8章 雑則

(福祉職員の服務)

第11条 福祉職員の服務に関しては、別に定める。

(損害賠償)

第12条 福祉職員が、故意又は過失によって本会に損害を与えたときは、その全部または一部を賠償させる。ただし、これによって第9条の処分を免れない。

(職員就業規則の準用)

第13条 この規則に定めのない規定については社協職員就業規則（昭和56年4月1日施行）の規定を準用する。

(補則)

第14条 この規則の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。